

死刑執行に抗議する会長声明

- 1 2021年12月21日、東京及び大阪の各拘置所において、合計3名の死刑が執行された。当会は、繰り返し死刑執行がなされたことに対し、強く抗議する。
- 2 日本弁護士連合会は、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること。」等を内容とする宣言を採択し、政府に対し、死刑廃止を目指すことを求めるとともに、日本弁護士連合会としても、死刑廃止に向けた取り組みをすすめる旨表明している。
- 3 また、国際的にみても死刑廃止はその趨勢であり、2020年12月現在、国連に加盟する193か国のうち、法律上及び事実上の死刑廃止国は152か国であり、世界の中で3分の2以上を占めている。今年7月には米国の司法長官が連邦レベルでの死刑執行停止を指示していて、米国での死刑廃止も現実味を帯びており、これが実現すれば、OECD加盟国38か国の中では日本が唯一、死刑を執行する国となる。
そして、死刑の執行を繰り返している日本に対し、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を出し続けており、今回の死刑執行に対しても、諸外国から批判や懸念が示されているところである。
- 4 当会は、死刑執行に対し、強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止し、死刑廃止に向けての全社会的議論を開始することを求める。

2021年（令和3年）12月22日

青森県弁護士会

会長 竹 中 孝